



® 平成 29 年 6 月 9 日 (金)

No. 14462 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆インドにおける知的財産実務^⑱

「知的財産紛争における仲裁制度の活用とその限界」(1)

☆注目知的財産法判例紹介 [79] (6)

☆特許庁人事異動 (8)

インドにおける知的財産実務^⑱

「知的財産紛争における 仲裁制度の活用とその限界」

TMI総合法律事務所

弁護士 小川 聡

弁護士 白井 紀充

第1 はじめに

ビジネスのグローバル化に伴い、日本国外における戦略的な知的財産権の権利化及び権利行使の重要性が高まっている。特にインドは、ポストチャイナ(Post-China)と位置付けられ、生産拠点、研究開発拠点ないし消費地としての発展が目覚ましく、インドにおける知的財産権の重要性は高まるばかりであ

る。一方で、インドは、米国のスペシャル301条報告書において、中国、インドネシア等と並び、優先監視国の指定を継続して受けていることから明らかなように、必ずしも知的財産権の保護及びその執行が適切に実行されている国とは他国から評価されておらず、知的財産権に関する紛争も年々増加している。

— 水素エネルギーの時代へ —

特許業務法人

矢野内外国特許事務所

所長弁理士 矢野 寿一郎 副所長弁理士 正津 秀明

弁理士 谷村 昌宏 弁理士 岩本 泰雄

弁理士 堀 喜代造 弁理士 矢野 浩太郎

弁理士 水谷 靖 弁理士 柳瀬 智之

弁理士 森本 淳史 弁理士 松下 計介



〒540-6134 大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 MIDタワー 34階
TEL 06-6944-0651 FAX 06-6944-0653 URL <http://www.patent-yano.gr.jp>

知的財産権に関する紛争の解決手段に関しては、訴訟と仲裁のどちらを選択すべきかという点がしばしば問題となるところ、インドでは、従前、知的財産権に関する紛争は、仲裁による解決になじまないとの立場が支配的であった。他方、諸外国においては、仲裁は、その非公開性、迅速性等多くの点においてメリットがあると考えられており、知的財産権に関する紛争においても幅広く活用されている。

そうした中、ボンベイ高等裁判所（以下「ボンベイ高裁」という）は、知的財産権に関する紛争を仲裁により解決できるかという点に関し、2つの注目すべき判断を下した。これらは、個別の事情に基づき知的財産紛争における仲裁適格（後述）について判断するものであり、それ自体の射程は狭いものの、裁判所が知的財産紛争の仲裁適格について積極的に判断した裁判例として注目を浴びている。

本稿では、インドにおける知的財産紛争の仲裁適格の考え方を敷衍したうえで、ボンベイ高裁の2件の裁判例を紹介する。

第2 インドにおける裁判と仲裁

諸外国と同様、インドにおいても紛争解決手段の主要なものは裁判と仲裁である。インドにおける裁判と仲裁の主なメリット・デメリットは以下のものが挙げられる。

インドにおける裁判は、審理の遅延が常態化していることから、仮差止め・仮処分等の仮の救済を求める場合は格別、裁判所の手続により最終的な紛争解決を目指すことは、それにかかる時間・コストから見合わないケースが多い。そのため、紛争解決の手段としては、特に、その迅速性の観点から仲裁が

検討されることが多い。しかし、仲裁はあくまで私人間で合意した内容により行われる私的な紛争解決手段であるため、仮の救済や執行がスムーズに進行しないとといった問題が生じることも少なくなかった。

そのような中、2016年1月1日付けでThe Arbitration and Consolidation (Amendment) Act, 2015が公布・施行され、インドにおける仲裁手続、仮の救済、執行等において適用されるArbitration and Conciliation Act, 1996が、大幅に改正された（以下改正を踏まえた現行の法律を「インド仲裁法」という）。インド仲裁法は、インド国内で実施される仲裁に関し、仲裁人は原則として選任通知を受領した日から12か月以内に仲裁判断を下さなければならないと規定している。また、従前は、2012年の最高裁判所の判決により、インド国外の仲裁に関しては仮の救済をインドの裁判所に申立てることはできないとされていたが、改正法では、インド国外における仲裁に関し、仮の救済をインドの裁判所に申立てることができることと明記された。さらに、仲裁判断が公序（public policy）に反する場合には、裁判所に、仲裁判断を取消したり、その執行を拒否する権限が認められているが、いかなる場合が公序に反するかという点につき、明示的な限定が加えられた。すなわち、公序に反する場合を、仲裁判断が、a) 詐欺や汚職等の影響を受ける場合、b) インド法の根本方針（fundamental policy）に抵触する場合、c) 基本的な倫理・正義の観念に反する場合に限定するとともに、インド法の根本方針（fundamental policy）に抵触するか否かにつき、仲裁判断の中身に立ち入って判断することは想定されていない旨明記された。このように、いまだ十分とはいえないものの、

	裁判	仲裁
期間	長期化する場合が少なくない	比較的早期
判断権者	裁判官	仲裁人（当事者が専門性等を踏まえ選択）
上訴	可能	上訴制度はない（裁判所への取消の申立てによる）
費用	比較的安価（但し、裁判の長期化等による弁護士費用の高額化が諸外国に比べ顕著である点に留意）	一般的に高額（手続費用や仲裁人の報酬は当事者負担）
外国判決・仲裁判断の執行	外国判決のインド国内での執行は困難	外国仲裁判断のインド国内での執行は比較的容易
手続の公開	公開	非公開